

令和 8 年 度

西区トンネル設備保守点検業務

仕様書

札幌市建設局土木部道路設備課

1 業務概要

小別沢トンネル、宮丘トンネル及び平福トンネルの円滑かつ安全な運用を図るため、トンネル設備の定期点検、臨時点検等を行う。

2 履行場所

札幌市西区小別沢 29 番 1 小別沢トンネルほか

3 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

4 役務の仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（令和 5 年版）」によるものとする

5 対象設備

(1) 小別沢トンネル【所在地：西区小別沢 29 番 1 小別沢線】

非常用設備

- ・制御装置：1 台
- ・副制御装置：1 台
- ・警報表示板：2 面
- ・坑口信号機：2 台
- ・押ボタン式通報装置：5 台
- ・粉末消火器(蓄圧式)：10 本
- ・非常電話機：(坑内壁掛)1 台、(坑外自立)2 台
- ・誘導表示板：16 枚
- ・受信制御装置：1 台【設置場所：北区北 7 条西 3 丁目 道路情報管理室内】

照明設備

- ・分電盤：1 面
- ・坑外ハンドホール：9 ヶ所
- ・照明負荷：41 台 (LED)

(2) 宮丘トンネル【所在地：西区西野 290 番 440 南 19 条宮の沢線】

照明設備

- ・分電盤(引込開閉器盤)：1 面
- ・照明負荷：29 台 (LED)

(3) 平福トンネル【所在地：西区平和 270 番地 平福線】

照明設備

- ・分電盤：1 面
- ・照明負荷：62 台 (LED)

6 業務内容

(1) 点検業務

別紙「点検要領」に従って、上記対象設備の点検作業を行う。

(2) 照明器具清掃(年 1 回)

上記対象設備の照明負荷について、年1回の照明器具清掃(132台)を行う。

(3) 非常電話機表示灯管球取替(年1回)

坑内の非常電話機表示灯のみ、点検作業に併せて、年1回の管球取替(FL6×2個)を行う。

(4) 消火器(粉末)点検(小別沢トンネルのみ)

・外観点検

6ヶ月毎に外観点検を行う。(10本)

(5) 保守対応

異常発見時、故障発生時、災害・事故等により、委託者からの連絡を受けて、可能な限りでの初期対応(状況確認、軽微な応急修理など)を行うこと。

(6) その他

西区トンネルの円滑かつ安全な運用を図るため、必要な操作、調整、作業支援、立会い等を行うこと。

(7) 施設機器(盤及び配管等を含む)について

腐食・錆がある場合には、簡易的な防錆処理を行い機器の延命を図ること。

7 費用の負担

(1) 業務の実施に必要な施設の電気・水道等の使用に係わる費用は、委託者の負担とする

(2) 点検に必要な工具・計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受託者の負担とする。

(3) 保守に必要な消耗部品、材料等及び受託者の瑕疵により生じた破損等については、受託者の負担とする。

8 提出書類

(1) 業務計画書

受託者は、以下の書類を添付した業務計画書を、契約後速やかに提出すること。

・業務責任者等指定通知書(経歴書、資格証の写し、雇用関係証明書類を添付)

(注) 保険者より発行される「資格情報のお知らせ」の写しやマイナポータルに表示される被保険者資格情報のPDFファイルの印刷物を提出する際は、被保険者等記号・番号及び保険者番号(これらの情報が読み取れるQRコードを含む。)を黒塗りしたものを提出すること。

・業務工程表

- ・緊急連絡体制表

なお、内容に変更のある場合は、速やかに変更した内容を提出し、承諾を得ること。

- ・道路使用許可書（業務開始の一週間前までに）

(2) 再委託について

下記 及び の主たる業務については、受託者はこれを再委託することはできない。

総合的な業務履行計画及び進捗管理

点検業務及び保守対応

なお、前述の主たる業務以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者について、事前に委託者の承認を得ること。

業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議、再委託者への調整、指導監督等のすべてにおいて主体的な役割を果たすこと。

また、再委託先が札幌市競争入札参加資格者名簿の登録業者でない場合は、以下の書類も提出すること。

- ・再委託に係る申出書（あて先「受託者」、申出人「再委託先」）

（再委託先が札幌市物品・役務契約等事務様式基準共通第2号様式（申出書）の第1項から第5項に該当する者でないこと。）

- ・再委託先の登記事項証明書（写）など法人概要がわかる書類

（代表者氏名や事業内容を確認する目的で取得するもので、当該事項が確認できる決算書（写）やパンフレットのほか、ホームページに掲示された法人概要を印刷したのも可とする。）

(3) 作業報告書

点検業務、保守対応等、作業を行ったときは、作業報告書（各種測定表、作業写真等含む）を提出すること。

(4) 業務完了届

3ヶ月毎に業務が完了したときは、完了後速やかに業務完了届を提出すること。

なお、3月の業務完了届は、3月31日に提出すること。

9 発生材

発生材は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等（マニフェスト制度）に基づき適切に処分するものとする。

10 保守管理の体制について

受託者は直接常用雇用契約関係にある者の中から下記の内容による者を定めること。

(1) 業務責任者

業務の遂行を指揮監督するための業務責任者を1人定めること。

なお、業務責任者は電気工事士（免状の種類不問）の資格を有すること。

(2) 業務員

業務員を定めること。なお、業務員については電気工事士（免状の種類不問）等の業務上必要な資格を保有している者または保守業務の実務経験が3年以上ある者を配置すること。

また、マンホール・ハンドホール内点検時には酸素欠乏危険作業主任者又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を配置すること。ただし、特殊作業における場合で委託者の承認を得た場合はその限りではない。

11 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、別添特記事項によるものとする。

なお、事故報告書など、業務関係者以外の第三者の個人名・住所・連絡先が記載された書類を提出する場合は特記事項による個人情報の取り扱いに該当するため、そのような事象が発生した場合は、特記事項に従って対応すること。

12 その他

(1) 服装及び身分証明証

業務に従事するものは、保安帽、保安靴を必ず着用し、各業務に適した衣服を着用することとし、常時身分証明証を携帯すること。

(2) 作業の開始と終了

作業担当者は、作業の開始時・終了時に、関係先の西区土木センター、中央区土木センター、道路情報管理室に、その旨を連絡すること。

(3) 作業入庁届

各種作業に伴い、中央区土木センター、及び道路情報管理室に入庁する際は、事前に「庁舎入庁願」を委託者に提出すること。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(4) 安全の確保

業務の実施に当たっては、従事者の事故防止につとめるものとし、受託者は事故に対する一切の責任を負うものとする。

また、照明器具清掃、管球取替及び情報表示板点検作業には、高所作業車等を使用し、交通誘導警備員 B を、50m 以上手前～坑口～作業車付近など必要な各所に配置すること。

交通規制を行う際は、保安機材（立看板、カラーコーン等）を適切に配置すること。

(5) 道路使用許可

受託者は作業にあたっては道路交通法の適用により、道路使用許可を得ること。

(6) マンホール・ハンドホール点検

マンホール・ハンドホール内作業を行う場合、酸欠に十分注意し、酸素・硫化水素測定器等で測定記録し、安全を確認した後に点検を行うこと。なお基準値を満たしていない場合は、必要な措置を講ずること。

(7) 環境への配慮

委託者である札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ環境負荷の低減に努めること。

(8) エコドライブの推進

受託者はアイドリングストップの推進、ふんわりアクセルの実施、エアコンの使用抑制、暖機運転の短縮、必要のない荷物を降ろす、日常点検の実施に努めること。

(9) 業務の引継ぎ

受託者は、契約後、履行開始までの期間に、前年度の本業務受託者から業務の引継ぎを受けるとともに、機材、人員などの必要な準備を行うこと。

また、履行期間満了又は契約解除に伴う業務終了に当たり、委託者及び次の受託者に対し必要な引継ぎを行うこと。

(10) 各種法令の遵守

点検及び保守を行うに当たっては、以下の関係法令等を遵守すること。

- ・電気事業法
- ・公衆電気通信法、有線電気通信法
- ・消防法
- ・その他関係諸法令

(11) 疑義について

業務の遂行に当たり、疑義が生じた場合は、委託者と協議すること。

西 区 ト ン ネ ル 照 明 設 備 一 覧

	分電盤・開閉器盤				1
	照明分電盤 (自立型)	引込開閉器盤 (柱取付)	受光器・自動調光装置	LED	FL6
				常時・非常時点灯	非常電話機表示灯 (坑内)
小別沢トンネル	1		1	41	2
平福トンネル	1		1	62	
宮丘トンネル		1		29	
計	2	1	2	132	2
計				132	2
合計					

1 坑内非常電話機表示灯の取替用管球は、材料も本業務に含む。

別紙

令和 8 年 度

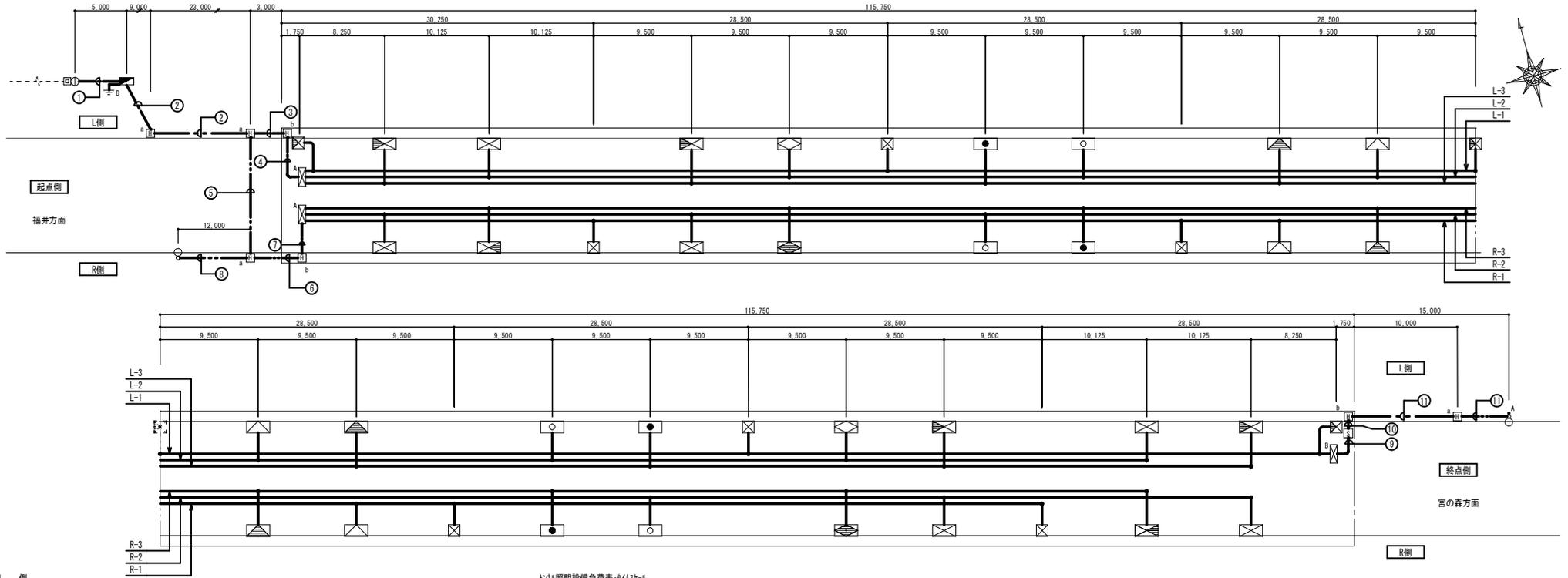
西 区 ト ン ネ ル 設 備 保 守 点 検 業 務

点 検 要 領

札幌市建設局土木部道路設備課

設備種別	点検項目	点検周期				
		1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	
(主)制御装置 及び 副制御装置 (小別沢トンネル)	表示部の確認					
	電源電圧等の確認					
	送受信信号出力の確認					
	蓄電池の確認	電圧確認				
		液面確認				
		比重・液温確認				
		内部インピーダンス確認				
	動作の確認	機側操作				
		遠方制御(1)				
		遠方制御(2)				
調光動作						
解除動作						
故障表示動作						
雷サージ保護機能						
インバータ電圧 通話試験						
接続部の確認						
絶縁抵抗の確認	前回値も併記すること					
接地抵抗の確認	前回値も併記すること					
据付状態の確認						
機器本体の清掃等						
受信制御装置 (道路情報管理室)	表示部の確認					
	電源電圧等の確認					
	送受信信号出力の確認					
	対モニタ盤					
	蓄電池の確認	電圧確認				
		液面確認				
		比重・液温確認				
		内部インピーダンス確認				
	動作の確認	表示制御				
		故障表示動作				
通話試験						
転送機能						
接続部の確認						
据付状態の確認						
機器本体の清掃等						
警報表示板 坑口信号機 (小別沢トンネル)	表示部の確認					
	電源電圧等の確認					
	見え方の確認					
	動作の確認	機側操作				
	接続部の確認					
	据付状態の確認					
	表示部の汚損状態確認					
	機器本体の清掃等					
	押ボタン式通報装置 (小別沢トンネル)	表示灯の確認				
		電源電圧等の確認				
絶縁抵抗の確認		前回値も併記すること				
フレキシガラスの破損等の確認						
消火器の確認						
接続部の確認						
据付状態の確認						
機器本体の清掃等						
粉末消火器 (小別沢トンネル)	外観点検					
非常電話機 (小別沢トンネル)	表示灯の確認	坑内用のみ管球交換(FL6×2個、年1回)				
	据付状態の確認					
	機器本体の清掃等					
	通話試験					
誘導表示板 (小別沢トンネル)	据付状態の確認	アクリルパネル				
分電盤・開閉器盤	機能確認	入力電圧、出力回路ごとの電流、絶縁抵抗測定等				
		絶縁抵抗は前回値も併記すること				
ハンドホール (小別沢トンネル)	状態確認	蓋等の損傷、内部の浸水状況等				
照明負荷	外観、機能の確認	点灯状態、灯具本体、配管配線、支持金具等				
	器具表面及び内面清掃					

(トンネル延長 L=231.5m)



凡例

シンボル	名称	概要	備考
☐	トンネル照明器具	基本部 (常時点灯)	側壁取付形, KAE045BLS-J
⊠	トンネル照明器具	基本部 (常時点灯・停電時点灯)	側壁取付形, KAE045BLS-J
⊞	トンネル照明器具	増灯部 (晴天・曇天点灯)	側壁取付形, KAE350BS-J
⊟	トンネル照明器具	増灯部 (晴天点灯・曇天消灯)	側壁取付形, KAE350BS-J
⊠	トンネル照明器具	増灯部 (晴天・曇天点灯)	側壁取付形, KAE250BS-J
⊞	トンネル照明器具	増灯部 (晴天点灯・曇天消灯)	側壁取付形, KAE250BS-J
⊟	トンネル照明器具	増灯部 (晴天・曇天点灯)	側壁取付形, KAE150BS-J
⊠	トンネル照明器具	増灯部 (晴天点灯・曇天消灯)	側壁取付形, KAE150BS-J
⊞	トンネル照明器具	増灯部 (晴天・曇天点灯)	側壁取付形, KAE070BS-J
⊟	トンネル照明器具	増灯部 (晴天点灯・曇天消灯)	側壁取付形, KAE070BS-J
○	坑外灯	S8AB, 垂吊り付, LED道路灯 KCE050-2	
◻	照明分電盤	屋外自立型	
⊙	受光器		
⊕	自動点滅器	光電式, 200V-3A	
+	分岐ケーブル配線	モールド接続材	
—	隠ぺい配管配線	硬質ビニル電線管 (VE)	
—	露出配管配線	取付金具	
—	地中埋設配線配管	波付硬質合成樹脂管 (FEP)	
⊞	フタ付ボックス	SS400 × 500 × 150WP-Z35	
⊟	フタ付ボックス	SS300 × 300 × 150WP-Z35	
⊕	積内柱	CP-10m, 19cm	E-14図参照
⊕	D種接地工事	14φ × 1, 200mm	
⊞	手元開閉器盤	埋込, MCB2P30AF/SAT × 1 (溶融垂吊り付) W300 × H200 × D200	(内部機器新設) (扉新設)
⊞	ハンディボックス	900 × 900 × 1300 (鉄蓋 R8K-60)	(鉄蓋のみ新設)
⊞	ハンディボックス	500 × 350 × 350 (鉄蓋 680 × 450)	(鉄蓋のみ新設) E-07図参照

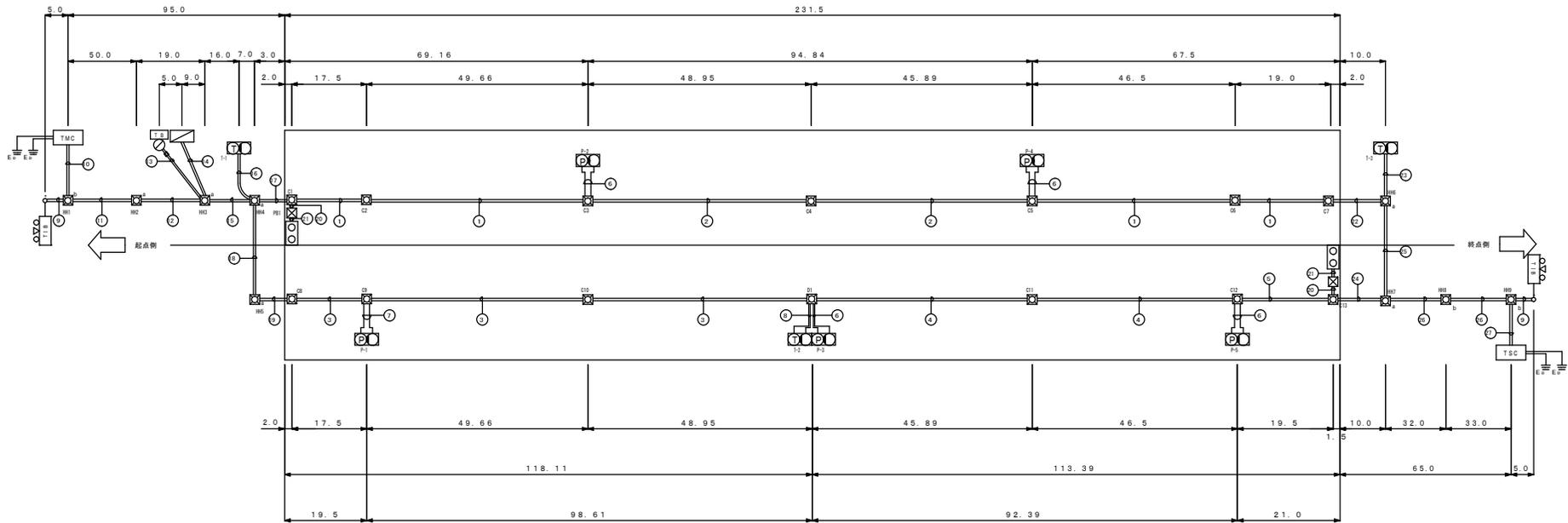
注記) 1. 特記なきものは全て新設とする。
 2. 細線は既設のままとする。
 3. () は既設配管再使用を示す。

トンネル照明設備負荷表 (A1477-A)

トンネル側	調光・点灯方式	回路番号	ケーブル										タイムスケジュール								
			KAE 045BLS-J		KAE 045BLS-J		KAE 350BS-J		KAE 250BS-J		KAE 150BS-J		KAE 070BS-J		KCE 050-2		ケーブルサイズ	昼間 晴天	夜間	深夜	停電時
			回	路	回	路	回	路	回	路	回	路	回	路							
L	基本部照明常時点灯	L-1	2													EM-CE3. 5sq-2C					
	基本部照明常時点灯 (停電時点灯)	L-1		3												EM-CE3. 5sq-2C					
	入口 (出口) 照明星間点灯	晴天・曇天点灯	L-2			2		2			2		2			EM-CE5. 5sq-2C					
		晴天点灯・曇天消灯	L-3				4					2		2		EM-CE5. 5sq-2C					
R	基本部照明深夜消灯	R-1	4													EM-CE3. 5sq-2C					
	入口 (出口) 照明星間点灯	晴天・曇天点灯	R-2			4			2		2		2			EM-CE5. 5sq-2C					
		晴天点灯・曇天消灯	R-3				2		2		2		2			EM-CE5. 5sq-2C					
		晴天点灯・曇天消灯	R-3					2		2		2		2		EM-CE3. 5sq-2C					
坑外灯	接続道路照明夜間点灯	坑外灯													EM-CE3. 5sq-2C						
坑外灯	接続道路照明夜間点灯	L-1													EM-CE3. 5sq-2C						
計			6	3	6	6	2	2	4	4	4	4	4	2							
晴天計			6	3	6	6	2	2	4	4	4	4	4								
曇天計			6	3	6					4		4									
夜間計			6	3									2								

配線配管表

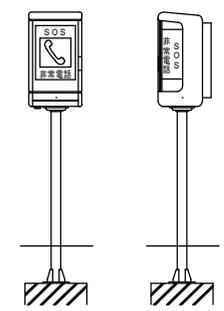
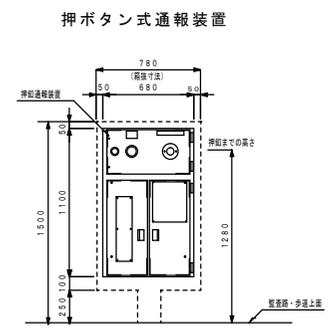
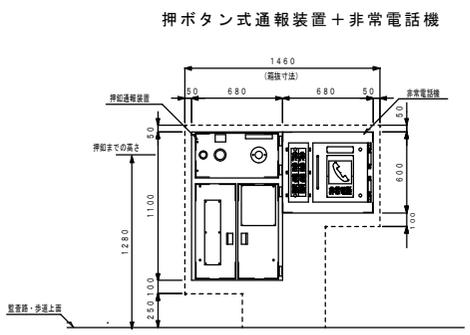
番号	回路番号	ケーブルサイズ	電線管	番号	回路番号	ケーブルサイズ	電線管	番号	回路番号	ケーブルサイズ	電線管	番号	回路番号	ケーブルサイズ	電線管				
①	電源	EM-CE22sq-2C	(FEP50)	③	L-1	EM-CE3. 5sq-2C	((FEP50))	⑥	R-1	EM-CE3. 5sq-2C	((FEP50))	⑨	L-1	EM-CE3. 5sq-2C	((PF28))				
	受光器	EM-FCPEE-S0. 65-3P	(FEP30)		L-2	EM-CE5. 5sq-2C			R-2	EM-CE5. 5sq-2C			L-3	EM-CE5. 5sq-2C		R-3	EM-CE5. 5sq-2C	坑外灯 (坑外側)	EM-CE3. 5sq-2C
					L-3	EM-CE5. 5sq-2C			接地	EM-CE5. 5sq-2C			接地	EM-CE5. 5sq-2C		接地	EM-CE5. 5sq-2C	坑外灯 (終点側)	EM-CE3. 5sq-2C
	②	L-1	EM-CE3. 5sq-2C	((FEP50))	④	L-1	EM-CE3. 5sq-2C	((PF54))	⑦	R-1	EM-CE3. 5sq-2C	((PF54))	⑩	坑外灯 (終点側)	EM-CE3. 5sq-2C	((PF28))			
		L-2	EM-CE5. 5sq-2C			L-2	EM-CE5. 5sq-2C			R-2	EM-CE5. 5sq-2C			接地	EM-CE5. 5sq-2C		坑外灯 (終点側)	EM-CE3. 5sq-2C	
		L-3	EM-CE5. 5sq-2C			L-3	EM-CE5. 5sq-2C			R-3	EM-CE5. 5sq-2C			接地	EM-CE5. 5sq-2C		坑外灯 (終点側)	EM-CE3. 5sq-2C	
		接地	EM-CE5. 5sq-2C	接地	EM-CE5. 5sq-2C	接地	EM-CE5. 5sq-2C	坑外灯 (終点側)	EM-CE3. 5sq-2C	坑外灯 (終点側)	EM-CE3. 5sq-2C								
		R-1	EM-CE3. 5sq-2C	((FEP50))	⑤	R-1	EM-CE3. 5sq-2C	((FEP50))	⑧	坑外灯 (起点側)	EM-CE3. 5sq-2C	((FEP30))	⑪	坑外灯 (終点側)	EM-CE3. 5sq-2C	((FEP30))			
		R-2	EM-CE5. 5sq-2C			R-2	EM-CE5. 5sq-2C			坑外灯 (起点側)	EM-CE3. 5sq-2C			坑外灯 (終点側)	EM-CE3. 5sq-2C				
		R-3	EM-CE5. 5sq-2C			R-3	EM-CE5. 5sq-2C			坑外灯 (起点側)	EM-CE3. 5sq-2C			坑外灯 (終点側)	EM-CE3. 5sq-2C				
坑外灯 (起点側)		EM-CE3. 5sq-2C	((FEP30))	⑤	坑外灯 (起点側)	EM-CE3. 5sq-2C	((FEP30))	⑧	坑外灯 (起点側)	EM-CE3. 5sq-2C	((FEP30))	⑪	坑外灯 (終点側)	EM-CE3. 5sq-2C	((FEP30))				
接地		EM-CE5. 5sq-2C			接地	EM-CE5. 5sq-2C			坑外灯 (起点側)	EM-CE3. 5sq-2C			坑外灯 (終点側)	EM-CE3. 5sq-2C					
坑外灯 (起点側)		EM-CE3. 5sq-2C	((FEP30))	⑤	坑外灯 (起点側)	EM-CE3. 5sq-2C	((FEP30))	⑧	坑外灯 (起点側)	EM-CE3. 5sq-2C	((FEP30))	⑪	坑外灯 (終点側)	EM-CE3. 5sq-2C	((FEP30))				
接地	EM-CE5. 5sq-2C	接地			EM-CE5. 5sq-2C	坑外灯 (起点側)			EM-CE3. 5sq-2C	坑外灯 (終点側)			EM-CE3. 5sq-2C						
坑外灯 (起点側)	EM-CE3. 5sq-2C	((FEP30))	⑤	坑外灯 (起点側)	EM-CE3. 5sq-2C	((FEP30))	⑧	坑外灯 (起点側)	EM-CE3. 5sq-2C	((FEP30))	⑪	坑外灯 (終点側)	EM-CE3. 5sq-2C	((FEP30))					
接地	EM-CE5. 5sq-2C			接地	EM-CE5. 5sq-2C			坑外灯 (起点側)	EM-CE3. 5sq-2C			坑外灯 (終点側)	EM-CE3. 5sq-2C						

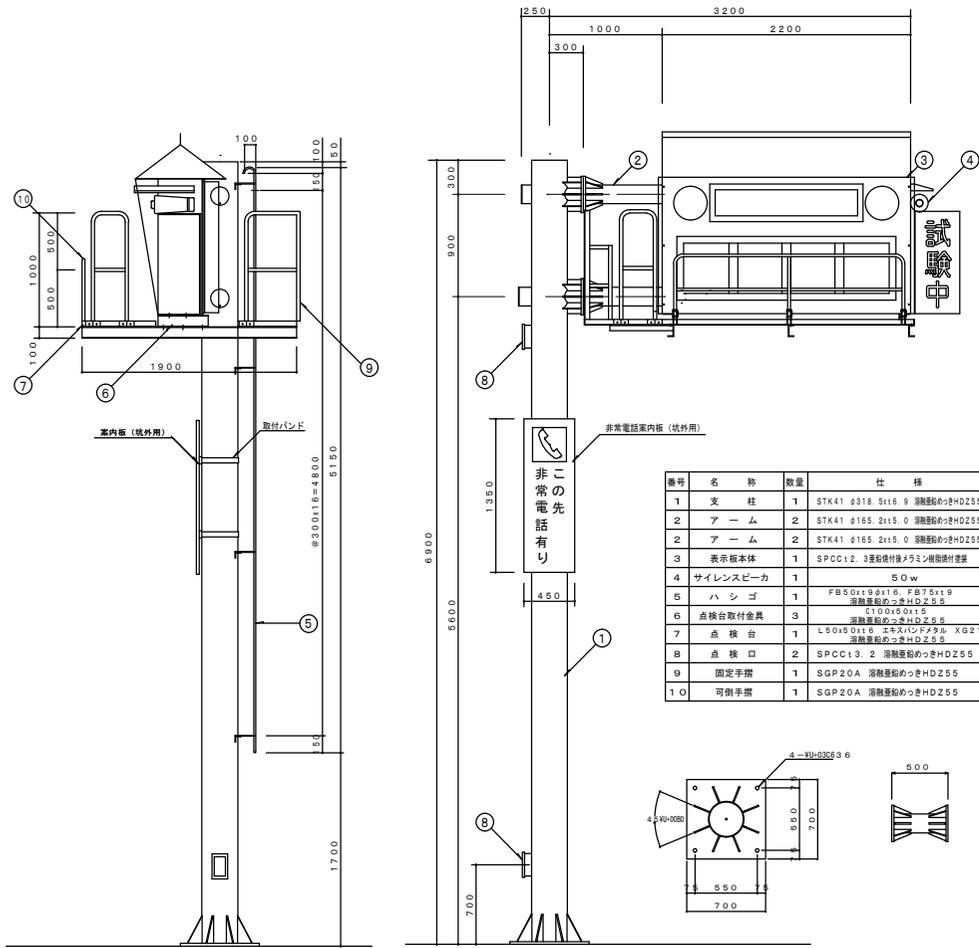


凡例

記号	名称	概要	数量	記号	名称	概要	数量
TMC	制御装置	主装置取付スペース付	1台	☒a	坑内ハンドホーン	900X900X1200	6基
TSC	制御装置		1台	☒b	坑内ハンドホーン	900X900X900	3基
AWA TIB	警報表示板	LED式	2台	☒c	坑内ハンドホーン	500x350x350	13基
☒d	押ボタン式通報装置	I型・消火器付	5台	☒d	坑内ハンドホーン	800X350x350	1基
☒e	非常電話機		1台	☒f	プルボックス	300X300x150	2個
☒g	防犯カメラ(カメラタイプ)		2台	☒h	異種警報機材	FEP30~PE28	1個
TIB	通信端子盤		1台				
☒i	坑口信号機		2台				
☒j	照明機	照明工事分	1台				
○	引込柱	照明工事分	1ヶ所				

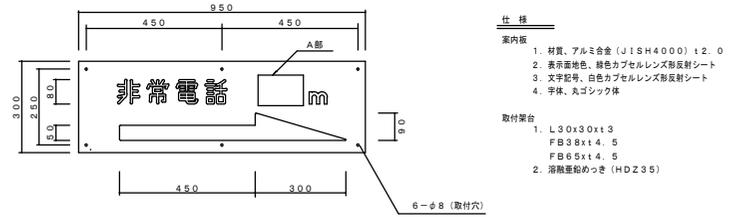
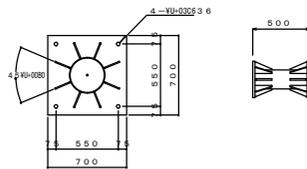
非常電話機BOXスタンド外形図





警報表示板装柱図

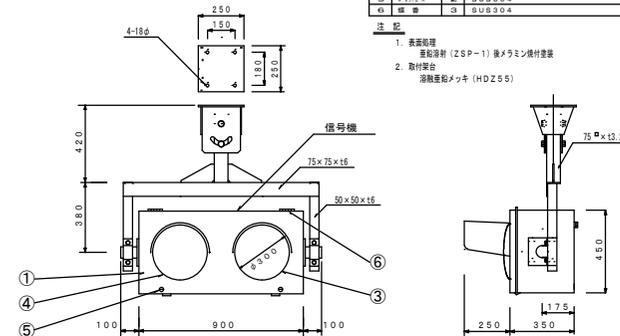
番号	名称	数量	仕様
1	支柱	1	STK41 φ318.5t16.9 溶融亜鉛めっきHDZ55
2	アーム	2	STK41 φ165.2t15.0 溶融亜鉛めっきHDZ55
2	アーム	2	STK41 φ165.2t15.0 溶融亜鉛めっきHDZ55
3	表示板本体	1	SPCC1.2. 3番取付ボルト用樹脂付塗装
4	サイレンスピーカ	1	50w
5	ハシゴ	1	FB50x19x16 FB75x19 溶融亜鉛めっきHDZ55
6	点検台取付金具	3	L100x50x15 溶融亜鉛めっきHDZ55
7	点検台	1	L50x50x10 エキスパンダスタッド XG21 溶融亜鉛めっきHDZ55
8	点検口	2	SPCC1.3. 2 溶融亜鉛めっきHDZ55
9	固定手摺	1	SGP20A 溶融亜鉛めっきHDZ55
10	可動手摺	1	SGP20A 溶融亜鉛めっきHDZ55



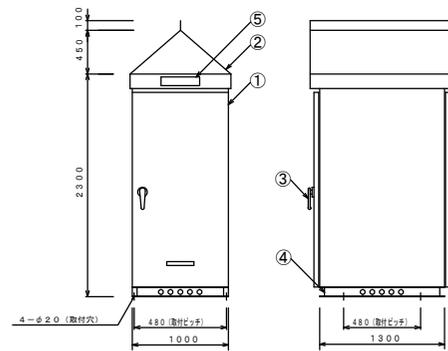
非常電話案内板外形図

部材名称	数量	仕様
1 扉	1	SUS t2.0
2 本体	1	SUS t2.0
3 青色灯	1	φ3.0φリカーボネイト ランプφ6-φ0
4 黄色灯	1	φ3.0φリカーボネイト ランプφ6-φ0
5 取付ボルト	2	SUS304
6 取付ボルト	2	SUS304

注 記
 1. 裏面処理 亜鉛溶射 (ZSP-1) 後メラミン樹脂塗装
 2. 取付ボルト 溶融亜鉛メッキ (HDZ55)



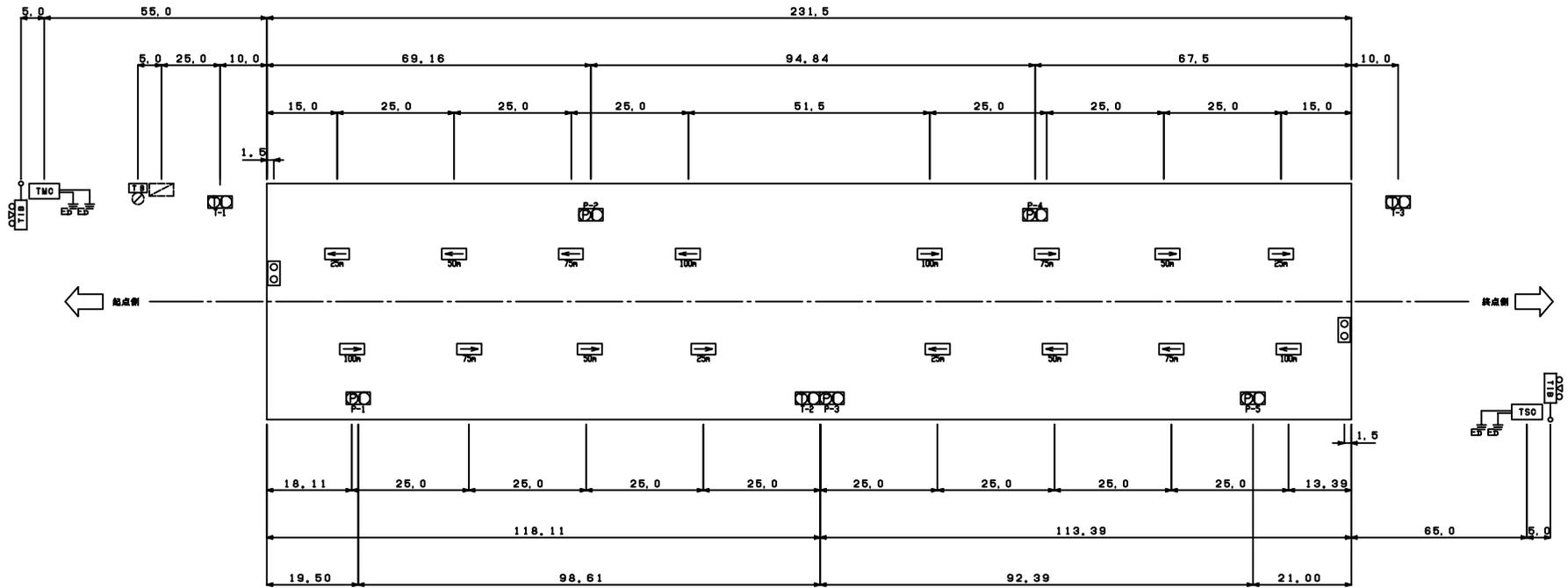
坑口信号機 外形図 (参考図)



主・副制御装置外形図

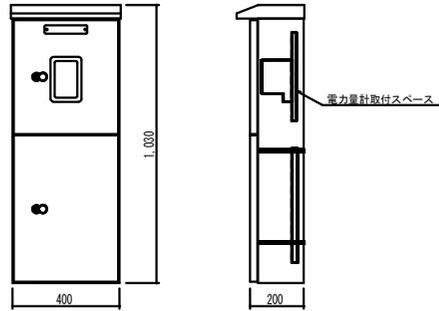
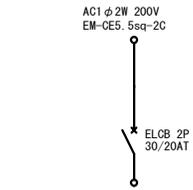
番号	名称	数量	仕様
1	本体	1	SPCC t2.3
2	扉	1	SPCC t2.3
3	ハンドル	2	KA-140-1 NO. 200
4	チャンネルベース	1	C100x50x15
5	銘板	1	アクリル t3.0
6	入線孔板	1	SPCC t1.6

注 記
 1) 主装置取付スペース付 (制御装置のみ)
 2) 蓄電池: MSE-50E

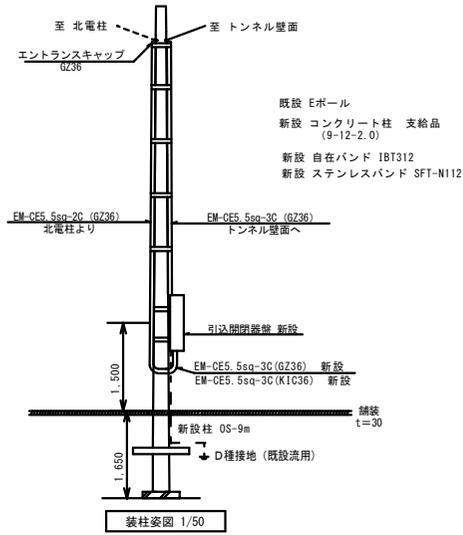


凡例

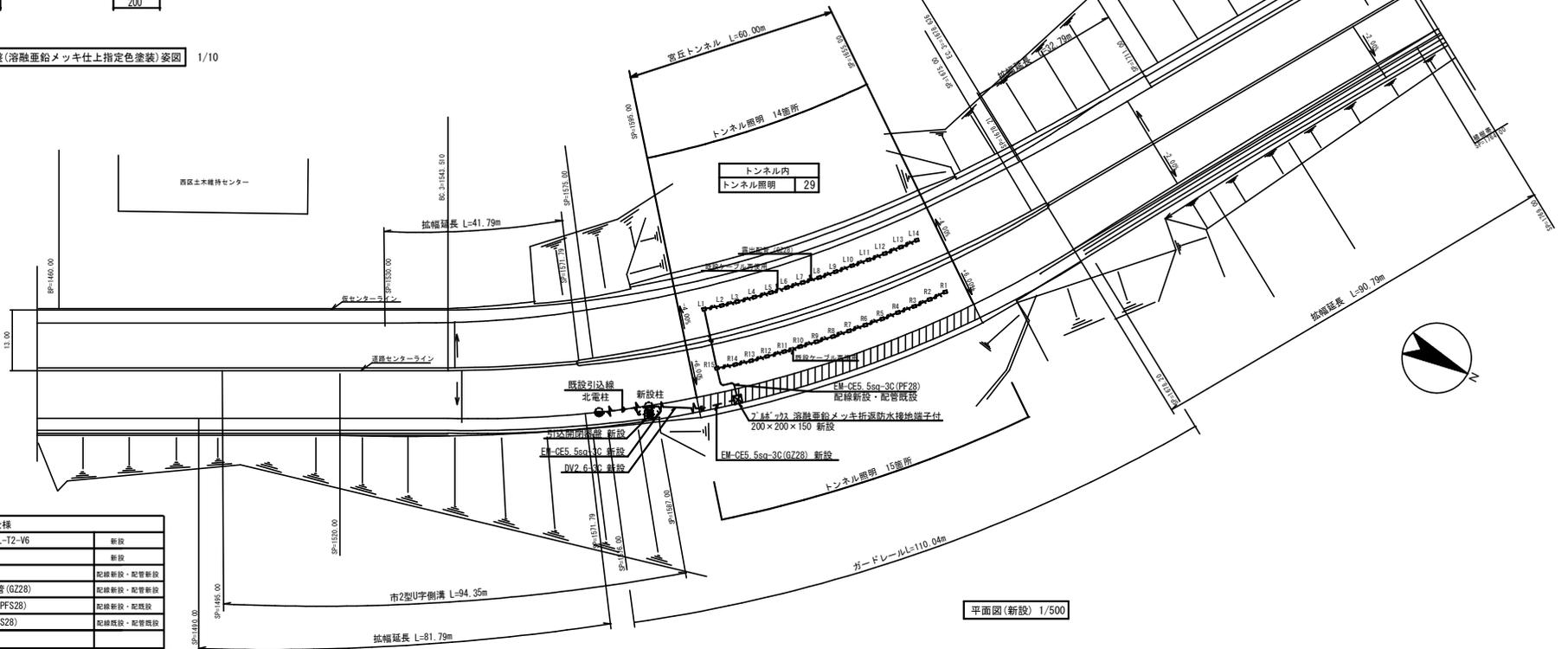
記号	名称	仕様	数量	記号	名称	仕様	数量
TMO	制御装置	主電源電圧入ベース付	1台	非電線管内蔵	25φ 200P	2本	16本
TSC	制御装置		1台		25φ 250P	2本	
○□	警報表示機	LED式	2台		50φ 200P	2本	
○□	非常電線管	I型・耐火管付	5本		75φ 200P	2本	
○□	非常電線管		1台		75φ 250P	2本	
○□	非常電線管		2台		100φ 200P	2本	
○□	非常電線管		1台				
○□	非常電線管 (パイプタイプ)		2台				
工	通信端子箱		1台				
○□	出口標識		2台				
○□	標識	標識工事付	1台				
○	引出線		1ヶ所				



引込開閉器盤(溶融亜鉛メッキ仕上指定色塗装)姿図 1/10



装柱姿図 1/50

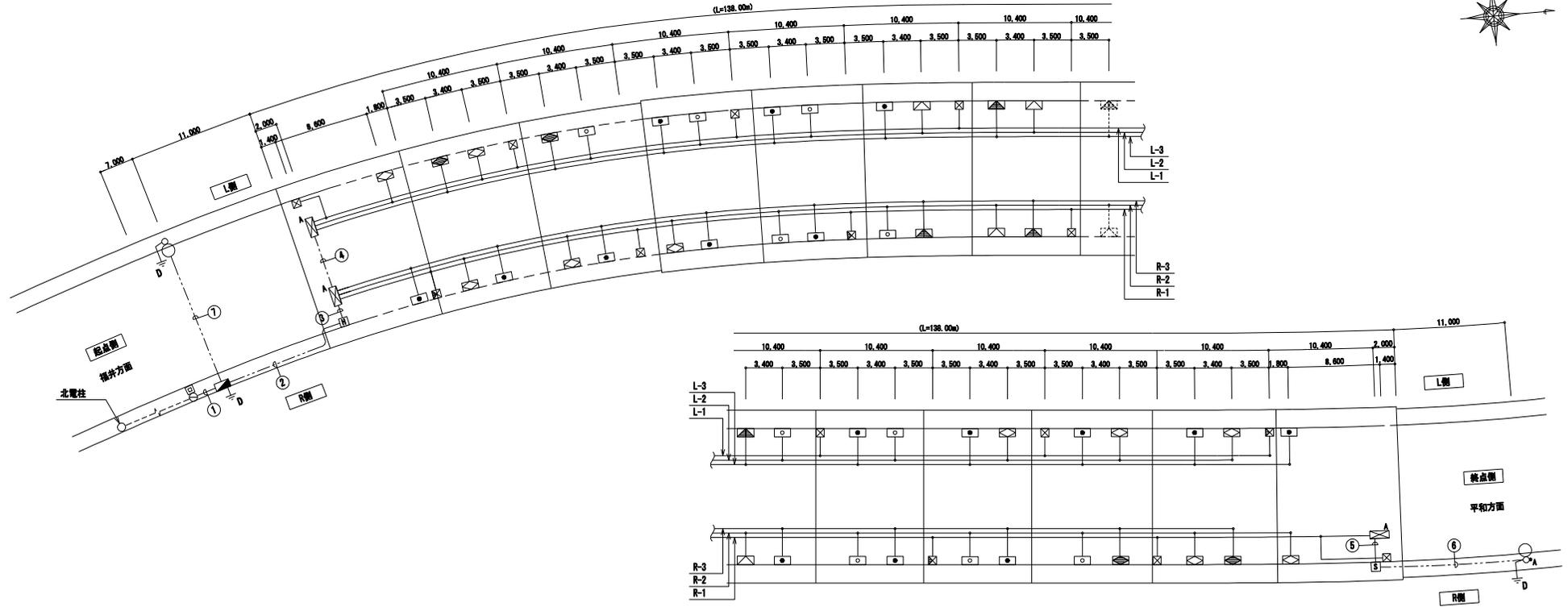


平面図(新設) 1/500

凡例		
記号	名称・仕様	
□	照明器具 KWL EDO2703BL-T2-V6	新設
→	架空配線	新設
---	(配線) EM-CE5.5sq-3C	配線新設・配管新設
---	EM-CE5.5sq-3C 露出配管 (GZ28)	配線新設・配管新設
---	EM-CE5.5sq-3C埋設配管 (PFS28)	配線新設・配管既設
---	CVE5.5sq-3C埋設配管 (PFS28)	配線既設・配管既設

参考図 (平福トンネル 照明配置配線図) 6/6

(トンネル延長 L=138.0m)



凡例

記号	名称	摘要	備考
☒	照明器具 側取付形	基本照明 (常時点灯)	KAE0308LS-J
☒	照明器具 側取付形	基本照明 (6°天井内蔵)	KAE0308LS-J
☒	照明器具 側取付形	入口照明 (晴天・曇天点灯)	KAE2508S-J
☒	照明器具 側取付形	入口照明 (晴天点灯・曇天消灯)	KAE2508S-J
☒	照明器具 側取付形	入口照明 (晴天・曇天点灯)	KAE1508S-J
☒	照明器具 側取付形	入口照明 (晴天点灯・曇天消灯)	KAE1508S-J
☒	照明器具 側取付形	入口照明 (晴天・曇天点灯)	KAE0708S-J
☒	照明器具 側取付形	入口照明 (晴天点灯・曇天消灯)	KAE0708S-J
○	坑外灯	KGE070-2 H=10m 直線7°-4°	
■	照明灯用分電盤	屋外自立型	
☉	受光器		
*A	自動点滅器	光電式, 200V-3A	
+	分岐ケーブル配線	7-8' 接続材	
---	隠ぺい配管配線	合成樹脂製可とう電線管 (F)	
---	露出配管配線	取付金具	
---	地中埋設配管配線	液付硬質合成樹脂管 (FEP)	
☒ A	ケーブル	SS300×300×200MP-Z35 ET付	
○	構内柱	φP-10m, 19m	
⊕	D掘削地工事	14φ×1,200mm	(既設のまま)
☒	坑外灯用開閉盤	埋込 NDCB2P 50AF/10AT×1 (消滅重組付) W200×H300×D150	(内部機器新設) (厚新設)
☒	ホドホ	W350×D350×H500 (鉄蓋 575×425)	(鉄蓋のみ新設)

注記) 1. 特記なきものは全て新設とする。
2. 継継は既設のままとする。
3. () は既設配管再使用を示す。

照明設備配置表 (トンネル)

トンネル側	照光・点灯方式	回路番号	KAE0308LS-J	KAE0308LS-J	KAE2508S-J	KAE1508S-J	KAE0708S-J	KGE070-2	ケーブル	ケーブル				
			個	個	個	個	個	個		個	晴天	曇天	夜間	深夜
L側	基本部照明常時点灯	L-1	6						EM-CE3.5mm2-3C					
	基本部照明常時点灯 (停電時点灯)	L-1		1					EM-CE3.5mm2-3C					
	入口 (出口) 照明	L-2			5	5	2		EM-CE5.5mm2-3C					
	昼間点灯	L-3			2	8	2		EM-CE5.5mm2-3C					
	基本部照明常時点灯	R-1	4						EM-CE3.5mm2-3C					
	基本部照明常時点灯 (停電時点灯)	R-1		3					EM-CE3.5mm2-3C					
R側	入口 (出口) 照明	R-2			5	5	2		EM-CE5.5mm2-3C					
	昼間点灯	R-3			2	8	2		EM-CE5.5mm2-3C					
	坑外灯	R-1						1	EM-CE3.5mm2-3C					
計		10	4	10	4	16	4	4	2					
晴天計		10	4	10	4	16	4	4						
曇天計		10	4	10	10	4								
夜間計		10	4				2							

配線配管表

番号	回路番号	ケーブル	電線管	番号	回路番号	ケーブル	電線管
①	電源	EM-CE22mm2-2C	(FEP85)	④	L-1	EM-CE3.5mm2-3C	(PF54)
	接地	EM-IE5.5mm2×1	(FEP30)		L-2	EM-CE5.5mm2-3C	
	受光器	EM-FOPCE-S0, 65mm-3P			L-3	EM-CE5.5mm2-3C	
②	L-1	EM-CE3.5mm2-3C	(FEP50)	③	接地	EM-IE5.5mm2×1	(PF54)
	L-2	EM-CE5.5mm2-3C			R-1	EM-CE3.5mm2-3C	
	L-3	EM-CE5.5mm2-3C			R-2	EM-CE5.5mm2-3C	
	接地	EM-IE5.5mm2×1			R-3	EM-CE5.5mm2-3C	
	R-1	EM-CE3.5mm2-3C					
	R-2	EM-CE5.5mm2-3C					
R-3	EM-CE5.5mm2-3C						

令和5年度竣工

工事名 平福トンネル照明設備改修工事

図面名称 照明設備配置図 (改修用)

図面番号	図面名称	縮尺	製図者
第2		1/200	

札幌市建設局土木部

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受注者(受託者)は、本工事(業務)を施工(履行)するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、**「札幌市情報セキュリティポリシー」**等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受注者(受託者)は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により発注者(委託者)に報告しなければならない。

2 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手續を定めなければならない。

3 受注者(受託者)は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に申請し、その承認を得なければならない。

4 受注者(受託者)は、従業者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に報告しなければならない。

5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。

6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を実際に取り扱って事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

2 受注者(受託者)は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に申請し、その承認を得なければならない。

3 受注者(受託者)は、発注者(委託者)が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第5条 受注者(受託者)は、本工事(業務)の施工(履行)に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受注者（受託者）は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報等を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（下請契約（再委託））

第6条 受注者（受託者）が、本工事（業務）のうち、個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）をする場合には、あらかじめ発注者（委託者）に書面により申請し、発注者（委託者）から承諾を得なければならない。

2 受注者（受託者）は、前項の申請をする場合には、発注者（委託者）に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 下請契約（再委託）先の名称
- (2) 下請契約（再委託）する理由
- (3) 下請契約（再委託）して処理する内容
- (4) 下請契約（再委託）先において取り扱う情報
- (5) 下請契約（再委託）先における安全性及び信頼性を確保する対策
- (6) 下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の方法

3 発注者（委託者）が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者（委託者）に対して下請契約（再委託）先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 発注者（委託者）が第1項及び第2項の規定により、受注者（受託者）に対して個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）を承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先との契約において、下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の取組及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 前項に規定する場合において、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先の履行状況を管理・監督するとともに、発注者（委託者）の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第7条 受注者（受託者）は、本工事（業務）を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

第8条 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。

(2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。

(3) 従業者の監督を行うこと。

(4) 取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。

(5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報について、本工事（業務）以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 受注者（受託者）は、発注者（委託者）と受注者（受託者）との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、発注者（委託者）が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第11条 受注者（受託者）は、本工事（業務）の終了時に、本工事（業務）において利用する個人情報について、発注者（委託者）の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者（委託者）に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受注者（受託者）は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者（委託者）から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受注者（受託者）は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受注者（受託者）は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、発注者（委託者）に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12条 受注者（受託者）は、発注者（委託者）から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受注者（受託者）は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第13条 発注者（委託者）は、本工事（業務）に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者（受託者）及び下請負人（再委託者）に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 発注者（委託者）は、前項の目的を達するため、受注者（受託者）に対して必要な情報を求め、又は本工事（業務）の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第14条 受注者(受託者)は、本工事(業務)に関し個人情報の漏えい等の事故(個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。)が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者(委託者)に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者(委託者)の指示に従わなければならない。

2 受注者(受託者)は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者(委託者)その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者(委託者)は、本工事(業務)に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第15条 発注者(委託者)は、受注者(受託者)が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する工事(業務)の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者(受託者)は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者(委託者)に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第16条 受注者(受託者)の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって発注者(委託者)に対する損害が発生させた場合は、受注者(受託者)は、発注者(委託者)に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式 1-1】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

令和 年 月 日

(会社名等)

(代表者氏名)

工事等名称:

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- 個人情報の取扱いに関する基本方針等を提出
- 契約書の特記事項を遵守することを宣誓します

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記1により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

.....
(総括保護管理者)

.....
(保護管理者)

.....
基本方針等に記載がある (該当する場合は□欄にチェック)

3 従業者の指定及び監督

(1) 当該案件に従事する従業者を記載してください。※該当する□欄にチェック

- 従事者名簿

所 属	役 職	氏 名	秘密保持誓約
			<input type="checkbox"/> 誓約書を徴した

※上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。

※下記3(2)において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の□欄にチェックしてください。

(2) 従業者の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。該当する書類がない場合は、本案件に該当する各従業者から、当該案件において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書を徴し、上記3(1)従事者名簿に徴したことを記載してください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- 秘密保持に関する事項が明記されている書類を提出
- 従事者名簿にて誓約書を徴したことを記載

4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の名称（事務所名等）についてご記入ください。また、当該区域の施錠装置の有無について、当てはまるものの□欄にチェックをしてください。施錠装置が無い場合は、代替となる安全管理措置についてその他欄にご記入ください。

・管理区域の名称.....

施錠装置 有り 無し

その他（ ）

5 セキュリティ強化のための管理策

文書・電子媒体等について、その管理策で当てはまるものの□欄にチェックをしてください。その他の策を実施している場合は、具体的な策をご記入ください。

- 取り扱うことができる従業者を定めている。
- セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。
- 施錠できる耐火金庫等に保管している。
- 電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。
- その他

※具体的な策を以下にご記入ください。

.....

6 事件・事故における報告連絡体制

当該業務に関して、個人情報の漏洩、滅失又は毀損等の事件や事故が発生した場合の本市への連絡を行う責任者の氏名を記入してください。連絡責任者は、総括保護管理者又は保護管理者と同一の者でも構いません。

（連絡責任者）.....

7 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄にチェックをしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

- 情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器等を使用している。
- 複数人で持ち運ぶこととしている。
- その他の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。

.....

【様式5】

個人情報取扱状況報告書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

年 月 日

札幌市長 様

住 所
会社名
代表者名

個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

受託業務名	
受託期間	
対象期間	
安全管理対策の実施状況	
1 当該業務において、標記特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。また、個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用）の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。 (1) 従業員の指定等（変更なし・変更あり） (2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施（変更なし・変更あり） (3) セキュリティ強化のための管理策（変更なし・変更あり） (4) 事件・事故における報告連絡体制（変更なし・変更あり） ○（発生した場合）事件・事故の状況： (5) 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制（変更なし・変更あり） ○（実績ある場合）概要： (6) その他個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（当初から個人情報の取扱いを委託する設計等用）からの変更（なし・あり）	
2 その他特記事項等	